

# 日本居住福祉学会規約

## 第1章 総則

第1条（名称）本会は、日本居住福祉学会（Academy of Housing for life and Well-being, Japan）と称する。

第2条（事務所）本会の事務所は、大阪府大阪市住吉区大阪市立大学大学院生活科学研究科野村恭代研究室内に置く。

## 第2章 目的及び事業

第3条（目的）本会は、健康・福祉・文化環境として子孫に受け継がれていく居住福祉社会の実現に必要な諸条件を研究者、専門家、市民等がともに調査研究し、これに資することを目的とする。

第4条（事業）本会は前項の目的を達成するため、下記の事業を行う。

- 1 研究報告会の開催、毎年1回全国大会を開く。但し必要に応じて臨時大会を開くことがある。
- 2 居住福祉に関する全国各地の実地研究、交流活動
- 3 会誌、会員向けの情報提供誌、出版物の発行
- 4 内外の学会、団体との連携及び協力
- 5 その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

第5条（会員の資格）居住福祉に関する研究、活動を行う者は理事会の承認を得て本会の会員となることができる。

第6条（入会）会員になろうとする者は、理事会に申し込まなければならない。

第7条（会費）会員は、総会の定めるところにより会費を納めなければならない。既納の会費は返済しない。

第8条（退会）会員は、いつでも理事会に通告して退会することができる。

会費を2年以上滞納した者は、理事会において退会したものとみなす。

第9条（賛助会員）本会の主旨に賛同し、本会のために特別の援助をなす団体又は個人は、理事会の議を経て、本会の賛助会員とすることができる。

## 第4章 機関

第10条（役員）本会に下記の役員をおく。

- 1 会長、副会長 3名以内、事務局長、関東本部長、その他理事を20名程度でおく。
- 2 必要が生じた際に、副会長が会長を代行する。
- 3 監事 2名
- 4 顧問 若干名

第11条（理事及び監事の選任）理事及び監事は、正会員・

法人会員の中から選挙により選任する。

2. 会長は、理事会において互選し、副会長、事務局長を委嘱する。

3. 監事は、総会で選出する。

第12条（任期及び補充）役員の任期は、総会において承認された日の翌日から2年後の大会の終了する日までとする。役員の再任は妨げない。

補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第13条（顧問の推挙）顧問は理事会の議を経て総会において推挙する。

第14条（顧問）顧問は本会の会務につき相談に応じる。

第15条（会長）会長は本会を代表し、会務を統括する。

第16条（副会長）副会長は会長を補佐し、会長に事故がある場合は、その職務を代行する。

第17条（事務局長）事務局長は、会長、副会長を補佐し、会務を処理する。事務局長は会長の推薦により理事会の承認を得て選出する。

第18条（理事）理事は、理事会を組織し、会務を執行する。

第19条（監事）監事は、会計及び会務執行の状況を監査する。

第20条（委員）理事会は、委員を委嘱し会務の執行を補佐させることができる。

第21条（総会）会長は、毎年1回の通常総会を招集しなければならない。会長が必要と認めるとき、または会員の3分の1の請求があるときは、臨時総会を開く。

第22条（議決）総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

## 第5章 会計

第243条（経費）本会の経費は、会費、寄付金、及びその他の収入をもってあてる。

第24条（予算及び決算）本会の予算及び決算は、理事会の議決を経て、総会の承認を得てこれを決定する。

第25条（会計年度）本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり3月31日に終わるものとする。

## 第6章 規約の変更及び解散

第26条 本規約を変更し、又は本会を解散するには、会員の3分の1以上または理事の過半数の提案により、総会出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

## 付 則

1. この規約は2001年1月14日より施行する。
2. ただし、第6条の入会に関しては、設立総会において役員承認がされるまでは、設立準備委員会が審査し決定する。
3. この規約は2001年6月3日より一部改正施行する。
4. この規約は2002年6月23日より一部改正施行する。
5. この規約は2003年5月10日より一部改正施行する。
6. この規約は2006年5月20日より一部改正施行する。
7. この規約は2009年5月9日より一部改正施行する。
8. この規約は2014年5月17日より一部改正施行する。
9. この規約は2016年5月21日より一部改正施行する。
10. この規約は2017年5月27日より一部改正施行する。